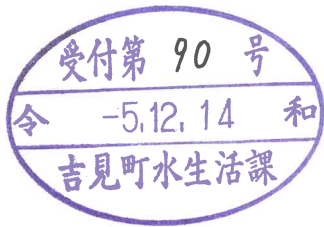


# 答 申 書

令和5年12月

吉見町水道事業審議会



令和5年12月14日

吉見町長 宮崎善雄様

吉見町水道事業審議会  
会長 宮崎雄一



### 水道料金の改定について（答申）

令和5年1月19日付け吉水発第123号で諮問のあった水道料金の改定について、当審議会は慎重に審議を行った結果、下記のとおり結論を得たので答申します。

#### 記

##### 1 水道料金の改定について

本町の水道事業は、昭和46年に給水を開始し、約半世紀にわたりライフラインとしての役割を果たしてきた。この間、町民の皆様へ安全な水を安定的に供給するため、様々な事業に取り組んでいる。

一方で、水道事業を取り巻く環境は、人口減少社会の進行や東日本大震災の影響など、この十数年で大きく変化している。また、創設以来、拡張整備を行ってきた施設は老朽化が進み、更新しなければならない時期を迎えている。さらに、エネルギーをはじめとした物価の上昇により、維持管理費も増加傾向にある。

現在、吉見町水生活課では、「吉見町水道事業ビジョン(平成31年3月)」に基づいて、将来にわたって安全な水を安定的に供給できる水道事業を維持する目的で事業を進めているところであるが、令和2年3月策定の経営戦略を基に県営水道の料金値上げやエネルギーの高騰に伴う動力費の上昇分を見込み、財政シミュレーションを行ったところ、令和7年度以降の純利益は赤字になり、預金残高は令和10年度末に6千万円程度になる見通しとなった。

独立採算制を原則とする水道事業を持続させていくためには、経費縮減に努力することはもとより、給水収益の確保に向けた、より適正な水道料金へ

の見直しを行う必要がある。

以上のことを踏まえ、当審議会は、今後の安全で安心な水道水の安定供給及び水道事業の安定経営に向けた水道料金の改定について慎重に審議した結果、次の結論を得た。

- (1) 料金改定率については、事業計画や財政計画に鑑み、25%程度の値上げが必要である。ただし、今後想定される県営水道の料金改定の動向も踏まえて適切に対応されたい。
- (2) 料金体系については、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済の自粛に伴う影響、ウクライナ情勢等による化石燃料価格の高騰及び円安の継続などを背景とした様々な物価の上昇による影響は、一般家庭のみならず様々な企業も影響を受けており、負担の程度に差をつけることは適切ではないとの考えから、改定率を一律とすることが妥当である。
- (3) 改定後の水道料金表については、別表1のとおりとする。
- (4) 実施時期については、令和6年10月1日以降に使用した水量から適用する。

## 2 附帯意見

- (1) 近年では、各地で大きな地震が頻繁に発生しており、災害に対する備えは急務である。水道水を安定して供給するためには、老朽化した施設の更新と合わせて、計画に基づき着実に進められたい。
- (2) 料金改定後においても、効率的な事業運営や施設規模の最適化に取り組む、健全な経営が維持できるようコスト削減に努められたい。
- (3) 本町の令和4年度の有収率は85%程度で、ここ10年間は低下傾向となっている。水道事業の収益のほとんどは水道料金収入であり、有収率が低いと施設の整備を行っても収益につながらないこととなるため、漏水への対応など有収率の向上対策に取り組まれたい。
- (4) 水道料金の値上げは、町民の生活に直結することであるため、実施までに十分な周知期間を設け、広報などで丁寧な説明に努められたい。
- (5) 今後の水道料金については、社会情勢や水需要の動向に応じて適宜見直しを行い、値下げも含めて検討されたい。

別表 1

水道料金表（1 箇月につき）

区 分	基本料金		超過料金	
	使用水量	料金	使用水量	1 m <sup>3</sup> につき
口径 13 mm	10 m <sup>3</sup> まで	1,180 円		
口径 20 mm	10 m <sup>3</sup> まで	1,370 円	11 m <sup>3</sup> から 30 m <sup>3</sup> まで	150 円
口径 25 mm	10 m <sup>3</sup> まで	4,370 円	31 m <sup>3</sup> から 50 m <sup>3</sup> まで	175 円
口径 30 mm	10 m <sup>3</sup> まで	7,500 円	51 m <sup>3</sup> から 100 m <sup>3</sup> まで	206 円
口径 40 mm	10 m <sup>3</sup> まで	17,500 円	101 m <sup>3</sup> から 500 m <sup>3</sup> まで	237 円
口径 50 mm	10 m <sup>3</sup> まで	36,250 円	501 m <sup>3</sup> から 1,000 m <sup>3</sup> まで	275 円
口径 75 mm	1,000 m <sup>3</sup> まで	300,000 円	1,001 m <sup>3</sup> から 3,000 m <sup>3</sup> まで	318 円
口径 100 mm	1,000 m <sup>3</sup> まで	312,500 円	3,001 m <sup>3</sup> から 5,000 m <sup>3</sup> まで	312 円
口径 150 mm	1,000 m <sup>3</sup> まで	437,500 円	5,001 m <sup>3</sup> 以上	306 円
口径 200 mm	1,000 m <sup>3</sup> まで	500,000 円		
臨時			1 m <sup>3</sup> 以上	375 円

- 1 料金は、上記の料金表の区分による合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。
- 2 料金の合計額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

## 付 属 資 料

- 資料1 吉見町水道事業審議会委員名簿
- 資料2 審議経過
- 資料3 水道料金の改定について（諮問）
- 資料4 吉見町水道事業審議会条例

## 吉見町水道事業審議会委員名簿

令和5年1月19日委嘱

(敬称略)

氏 名	所 属 (委嘱時)	選 出 区 分 (吉見町水道事業審議会条例 第3条第2項)	備 考
岩 崎 勤	吉見町議会議員	町議会議員	令和5年3月23日退任 同日まで会長
神 田 隆	吉見町議会議員	町議会議員	令和5年3月23日退任
小 林 周 三	吉見町議会議員	町議会議員	令和5年3月23日退任
笹 野 正 人	吉見領土地改良区理事	水道利用者	
平 野 和 志	吉見町商工会青年部長	水道利用者	
森 英 朗	長谷工業団地工業会長	水道利用者	
作 山 す み 子	吉見町母子愛育会長	水道利用者	
西 嶋 き ん 子	JA埼玉中央女性部 吉見支部長	水道利用者	
御 子 川 内 聡	コカ・コーラボトラー ズジャパン(株)埼玉工場	水道利用者	
金 子 俊 一	元水生活課長	識見者	
代 田 義 治	埼玉県企業局 吉見浄水場長	識見者	令和5年3月23日退任
荒 井 和 子	埼玉県東松山保健所長	識見者	令和5年3月23日退任
宮 崎 雄 一	吉見町議会議員	町議会議員	令和5年6月27日委嘱 同日より会長
大 野 陽 康	吉見町議会議員	町議会議員	令和5年6月27日委嘱
伊 藤 え り か	吉見町議会議員	町議会議員	令和5年6月27日委嘱
鈴 木 喜 弘	埼玉県企業局 吉見浄水場長	識見者	令和5年6月27日委嘱
矢 萩 義 則	埼玉県東松山保健所 副所長	識見者	令和5年6月27日委嘱

## 審 議 経 過

会議名	開催日・場所	審議事項
令和4年度第1回	令和5年1月19日 吉見町役場3階中会議室	町の水道施設、事業計画、財政シミュレーション、料金改定の経過、県内他団体との料金の比較、水道料金改定までのスケジュールについて
令和4年度第2回	令和5年3月23日 吉見町役場3階中会議室	配水施設の稼働状況、財政シミュレーション、投資・財政計画、施設更新計画、水道使用状況について
令和5年度第1回	令和5年6月27日 吉見町役場3階中会議室	吉見町水道事業を取り巻く環境、財政シミュレーション、健全経営のための取組み、料金表の改定案について
令和5年度第2回	令和5年10月3日 吉見町役場3階中会議室	料金比較表（具体的な改定後の料金）、住民への周知、答申案について
令和5年度第3回	令和5年12月14日 吉見町役場3階大会議室	答申について

## 水道事業審議会の様子



町長から委員へ委嘱状の交付



町長から岩崎会長へ諮問書を手交



審議の様子



審議の様子



審議の様子



宮崎会長から町長へ答申書を手交  
※令和5年6月に会長が変わっています



吉水発第123号  
令和5年1月19日

吉見町水道事業審議会長 様

吉見町長 宮崎 善雄



水道料金の改定について (諮問)

このことについて、吉見町水道事業審議会条例(平成9年吉見町条例第20号)第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

記

諮問理由

水道事業は、企業会計の原則に基づき独立採算方式で行っており、事業費のほとんどを水道料金で賄っています。

本町水道事業の将来を見据えたあり方について、給水安全確保及び老朽施設更新基本計画(経営戦略)を策定した結果、老朽化した配水場や水道管を計画的に更新するためには多額の費用が必要となり、令和7年には財源不足になるという試算となりました。

つきましては、今後も安定して経営できるよう水道料金の改定について、貴審議会の意見を求めます。

## ○吉見町水道事業審議会条例

平成 9 年 12 月 15 日

条例第 20 号

(目的)

第 1 条 この条例は、吉見町水道事業審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 町長の諮問に応じ、水道事業の変更、水道料金の改定等水道事業に係る重要な事項を審議するため、吉見町水道事業審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちからそれぞれ当該各号に定める数の範囲内において、町長が委嘱する。

(1) 町議会議員 4 人

(2) 水道利用者 8 人

(3) 識見者 3 人

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置く。

2 会長は委員の互選により定める。

3 会長は会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、水生活課において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 11 日条例第 28 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。